





告 示

高知県告示第713号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	指定年月日
高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185番地1	内科	肝臓移植に関する医療（抗免疫療法）	平成22年4月1日
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	消化器科	肝臓移植に関する医療（抗免疫療法）	〃
波川薬局	吾川郡いの町波川566-5			〃
元気堂調剤薬局あき店	安芸市本町二丁目2-3			平成22年8月1日
ハロー薬局すさき店	須崎市中町一丁目3-4			〃

らいおん堂薬局甲浦店	安芸郡東洋町甲浦541			〃
病院通薬局いの店	吾川郡いの町新町26番地			〃
たいしょう薬局	高岡郡四万十町大正470-1			〃
らいおん堂薬局室戸店	室戸市浮津48-4			平成22年12月1日
エール薬局あき店	安芸市港町二丁目7-18			〃
IMCなんこく薬局	南国市篠原153-6			〃

高知県告示第714号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称の変更について届出があった。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	遠江堂武田薬局	高岡郡四万十町古市町113-4			平成22年11月

変更後	合同会社遠江堂武田薬局				1日
-----	-------------	--	--	--	----

高知県告示第715号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類に関するもの）	診療科において担当している自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	エール薬局おこう店	南国市岡豊町小蓮406-2			平成22年3月1日
変更後		南国市岡豊町小蓮390-3			

高知県告示第716号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止の届出があった。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	標ぼうしている診療科名（担当している自立支援医療の種類）	診療科において担当している自立支援医療の種類	業務の廃止年月日

		に關係があるもの)	療の種類	
病院通薬局 須崎店	須崎市中町一丁目3 - 4			平成 22年 3月 25日
有限会社メ ディファ長 山薬局落合 店	須崎市多ノ郷字浜田 甲5748- 2			平成 22年 5月 31日
調剤薬局ら いおん	室戸市浮津50- 7			平成 22年 10月 31日

**高知県告示第717号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社ウイル 代表取締役 明坂 慎也

(2) 届出者の住所

高知市南御座7番16号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

すまいるあき

安芸市久世町9番20号

(4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
-------	------	----

TSUTAYA	森田 優秀	高知市南御座7番16号
谷川時計店	谷川 清司	安芸市本町二丁目10- 2
シュシュ	土居 登美子	安芸市庄之芝町3- 3
有光薬品	有光 健男	安芸市庄之芝町7- 17
ダイソー	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
TSUTAYA	明坂 慎也	高知市南御座7番16号
谷川時計店	谷川 清司	安芸市本町二丁目10- 2
シュシュ	土居 登美子	安芸市久世町9番20号
有光薬品	有光 健夫	安芸市庄之芝町7- 17
ダイソー	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(5) 変更年月日

平成22年12月9日

(6) 変更理由

小売業者の代表者氏名及び住所変更のため

2 届出年月日

平成22年12月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

安芸市商工観光水産課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第718号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サンシャインチェーン本部 代表取締役 川崎 博道

(2) 届出者の住所

高知市稲荷町11番45号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャイン三里

高知市仁井田舟倉1618- 1

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンシャインチェーン本部	午前9時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サンシャインチェーン本部	午前9時30分	午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時15分から午後9時15分まで  
 (変更後) 午前9時15分から午前零時まで

(5) 変更年月日  
 平成23年1月15日

2 届出年月日  
 平成22年12月9日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

**高知県告示第719号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 平成22年12月28日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称  
 高知市

2 都市計画事業の種類及び名称  
 高知広域都市計画公園事業（5・5・1号筆山公園）

3 事業施行期間  
 平成22年12月28日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
 なし

(2) 使用の部分  
 高知市大原町字池尻東ノ丸、池尻西池尻堤添、底井流ヨリ乾ノ丸及び井添北上段の各一部

**高知県告示第720号**  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
 平成22年12月28日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称  
 高知市

2 都市計画事業の種類及び名称  
 高知広域都市計画公園事業（3・3・18号弥右衛門公園）

3 事業施行期間  
 平成22年12月28日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分  
 なし

(2) 使用の部分  
 高知市高桶の一部

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。  
 なお、関係書類は、平成22年12月14日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。  
 平成22年12月14日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成22 年12月 14日	特定非 営利活 動法人 高知障 害者ス ポーツ 地域振 興会	畑中 功 介	香南市 吉川町 古川 1040番 地	この法人は、障害者スポーツを通じて、障害者の自立・社会参加の促進と地域住民の障害理解への貢献、ひいては社会全体の真のノーマライゼーションの実現を目指し、障害者、高齢者とその関係者及び地域住民に対して、障害者スポーツの啓発活動と人材育成に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成20年の海面漁業・養殖生産量は、111,900トンで、全国の2.0パーセントを占めている（第55次高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ34パーセント、21パーセント、30パーセント及び15パーセントとなっている（第55次高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保する。
- (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に

定められた数量に関する事項

(1) 平成22年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (まあじ) 若干  
 (まいわし) 若干  
 (するめいか) 若干

(2) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (さんま) 若干  
 (まさば及びごまさば) 8,000トン

(3) 平成23年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (まあじ) 若干  
 (まいわし) 若干  
 (するめいか) 若干

(4) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。  
 (さんま) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。  
 (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項  
 海域別及び期間別の数量は、定めない。  
 また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。  
 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

(1) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。  
 (まさば及びごまさば)  
 中型まき網漁業 4,000トン  
 さば釣り漁業 若干  
 定置漁業及び小型定置漁業 若干

(2) 平成23年7月から平成24年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以

下のとおりとする。  
 (まさば及びごまさば)  
 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項  
 (さんま)  
 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まあじ)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まいわし)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。  
 (まさば及びごまさば)  
 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないように努める。また、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)  
 共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。  
 また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。  
 この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項  
 (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。  
 (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。  
 (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。  
 (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
 -----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成22年12月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎  
**高知県人事委員会規則第45号**

**職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則**  
 職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4公立の特別支援学校の項及び公立の小学校及び中学校の項中「1.5」を「1.25」に改める。

**附 則**  
 この規則は、平成23年1月1日から施行する。



義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成22年12月28日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎  
**高知県人事委員会規則第46号**

**義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則**

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

**別表第1**（第3条関係）

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900

37	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
38	2,900	3,300	5,300	5,900	
39	2,900	3,300	5,300	5,900	
40	2,900	3,300	5,300	5,900	
41	3,100	3,500	5,400	6,000	
42	3,100	3,500	5,400	6,000	
43	3,100	3,500	5,400	6,000	
44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45	3,200	3,700	5,600	6,100	
46	3,200	3,700	5,600	6,100	
47	3,200	3,700	5,600	6,100	
48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49	3,300	3,800	5,700	6,300	
50	3,300	3,800	5,700	6,300	
51	3,300	3,800	5,700	6,300	
52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53	3,400	4,100	5,800	6,400	
54	3,400	4,100	5,800	6,400	
55	3,400	4,100	5,800	6,400	
56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57	3,500	4,300	6,000	6,600	
58	3,500	4,300	6,000	6,600	
59	3,500	4,300	6,000	6,600	
60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61	3,600	4,500	6,100	6,800	
62	3,600	4,500	6,100	6,800	
63	3,600	4,500	6,100	6,800	
64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65	3,700	4,800	6,300	6,900	
66	3,700	4,800	6,300	6,900	
67	3,700	4,800	6,300	6,900	
68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69	3,800	4,900	6,400	7,000	
70	3,800	4,900	6,400	7,000	
71	3,800	4,900	6,400	7,000	
72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73	3,900	5,100	6,500	7,100	
74	3,900	5,100	6,500	7,100	
75	3,900	5,100	6,500	7,100	
76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77	4,000	5,300	6,700	7,200	
78	4,000	5,300	6,700	7,200	

79	4,000	5,300	6,700	7,200
80	4,000	5,300	6,700	7,200
81	4,100	5,400	6,800	7,300
82	4,100	5,400	6,800	7,300
83	4,100	5,400	6,800	7,300
84	4,100	5,400	6,800	7,300
85	4,100	5,500	6,900	7,400
86	4,100	5,500	6,900	7,400
87	4,100	5,500	6,900	7,400
88	4,100	5,500	6,900	7,400
89	4,200	5,600	6,900	7,500
90	4,200	5,600	6,900	7,500
91	4,200	5,600	6,900	7,500
92	4,200	5,600	6,900	7,500
93	4,300	5,800	7,000	7,500
94	4,300	5,800	7,000	
95	4,300	5,800	7,000	
96	4,300	5,800	7,000	
97	4,400	5,900	7,200	
98	4,400	5,900	7,200	
99	4,400	5,900	7,200	
100	4,400	5,900	7,200	
101	4,400	6,100	7,200	
102	4,400	6,100	7,200	
103	4,400	6,100	7,200	
104	4,400	6,100	7,200	
105	4,500	6,200	7,200	
106	4,500	6,200	7,200	
107	4,500	6,200	7,200	
108	4,500	6,200	7,200	
109	4,500	6,300	7,300	
110	4,500	6,300		
111	4,500	6,300		
112	4,500	6,300		
113	4,600	6,400		
114	4,600	6,400		
115	4,600	6,400		
116	4,600	6,400		
117	4,700	6,500		
118	4,700	6,500		
119	4,700	6,500		
120	4,700	6,500		

121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			
134		6,900			
135		6,900			
136		6,900			
137		6,900			
138		6,900			
139		6,900			
140		6,900			
141		6,900			
142		6,900			
143		6,900			
144		6,900			
145		7,000			
146		7,000			
147		7,000			
148		7,000			
149		7,100			
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900

37	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
38	2,900	3,800	5,300	6,400	
39	2,900	3,800	5,300	6,400	
40	2,900	3,800	5,300	6,400	
41	3,100	4,100	5,400	6,600	
42	3,100	4,100	5,400	6,600	
43	3,100	4,100	5,400	6,600	
44	3,100	4,100	5,400	6,600	
45	3,200	4,300	5,600	6,800	
46	3,200	4,300	5,600	6,800	
47	3,200	4,300	5,600	6,800	
48	3,200	4,300	5,600	6,800	
49	3,300	4,500	5,700	6,900	
50	3,300	4,500	5,700	6,900	
51	3,300	4,500	5,700	6,900	
52	3,300	4,500	5,700	6,900	
53	3,400	4,800	5,800	7,000	
54	3,400	4,800	5,800	7,000	
55	3,400	4,800	5,800	7,000	
56	3,400	4,800	5,800	7,000	
57	3,500	4,900	6,000	7,100	
58	3,500	4,900	6,000	7,100	
59	3,500	4,900	6,000	7,100	
60	3,500	4,900	6,000	7,100	
61	3,600	5,100	6,100	7,200	
62	3,600	5,100	6,100	7,200	
63	3,600	5,100	6,100	7,200	
64	3,600	5,100	6,100	7,200	
65	3,700	5,300	6,300	7,300	
66	3,700	5,300	6,300	7,300	
67	3,700	5,300	6,300	7,300	
68	3,700	5,300	6,300	7,300	
69	3,800	5,400	6,400	7,400	
70	3,800	5,400	6,400	7,400	
71	3,800	5,400	6,400	7,400	
72	3,800	5,400	6,400	7,400	
73	3,900	5,500	6,500	7,500	
74	3,900	5,500	6,500	7,500	
75	3,900	5,500	6,500	7,500	
76	3,900	5,500	6,500	7,500	
77	4,000	5,600	6,700	7,500	
78	4,000	5,600	6,700		

79	4,000	5,600	6,700	
80	4,000	5,600	6,700	
81	4,100	5,800	6,800	
82	4,100	5,800	6,800	
83	4,100	5,800	6,800	
84	4,100	5,800	6,800	
85	4,100	5,900	6,900	
86	4,100	5,900	6,900	
87	4,100	5,900	6,900	
88	4,100	5,900	6,900	
89	4,200	6,100	6,900	
90	4,200	6,100	6,900	
91	4,200	6,100	6,900	
92	4,200	6,100	6,900	
93	4,300	6,200	7,000	
94	4,300	6,200	7,000	
95	4,300	6,200	7,000	
96	4,300	6,200	7,000	
97	4,400	6,300	7,200	
98	4,400	6,300	7,200	
99	4,400	6,300	7,200	
100	4,400	6,300	7,200	
101	4,400	6,400	7,200	
102	4,400	6,400	7,200	
103	4,400	6,400	7,200	
104	4,400	6,400	7,200	
105	4,500	6,500	7,200	
106	4,500	6,500	7,200	
107	4,500	6,500	7,200	
108	4,500	6,500	7,200	
109	4,500	6,600	7,300	
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		
117	4,700	6,800		
118	4,700	6,800		
119	4,700	6,800		
120	4,700	6,800		

121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900				
139	4,900				
140	4,900				
141	5,000				
142	5,000				
143	5,000				
144	5,000				
145	5,100				
146	5,100				
147	5,100				
148	5,100				
149	5,100				
150	5,100				
151	5,100				
152	5,100				
153	5,100				
再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則  
この規則は、平成23年1月1日から施行する。

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・11・18	号外38	◎規則	9	左 (39)	<u>第8条第1項第1号</u>	第8条第1号
	号外39	◎規則	10	左 (29)	16の項を <u>14</u> の項とし、	16の項を <u>15</u> の項とし、
			14	右 (10)	11の項中「 <u>第6条第1項</u> 」を「 <u>第6条第1項、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条第3号及び高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例第3条</u> 」に改め、	11の項中「 <u>（建築基準法第6条第1項）</u> 」を削り、
平22・11・30	号外43	○告示	5	左 (30)	安芸郡北川村久木梶尾1046の1 <u>（次の図に示す部分に限る。）</u> 、 宇鹿伏1047の7	安芸郡北川村久木梶尾1046の1、宇鹿伏1047の7